

令和8年度

事業計画



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society



日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字社 長期ビジョン	2
長期ビジョン第三次中期事業計画（令和8－10年度）	4
令和8年度事業計画と歳入歳出予算の概要	5
令和8年度事業計画	8
第1 「新しい時代の赤十字」の確立に向けた取り組み課題	9
第2 大規模災害への対応強化	14
第3 深刻化する気候変動の緩和と適応及び啓発の推進	20
第4 各事業における重点取り組み事項	22
1 救護・社会活動、社会福祉事業	22
2 医療事業及び看護師等養成事業	27
3 血液事業	30
4 コーポレート部門	32
第5 サステナブルな事業運営に向けた経営基盤の安定化	39
1 経営基盤の安定化	39
2 時代の変化に即した業務改善計画の推進	44

日本赤十字社 長期ビジョン

日本赤十字社は、創立 150 年（2027 年 5 月 1 日）に向けて、時代と共に変化するこれからの社会課題やニーズに柔軟に対応し、赤十字としての使命を果たし続けていくために、将来の目指す姿やそれを実現するための長期戦略、行動指針等を示した「日本赤十字社 長期ビジョン」を策定しました。

「日本赤十字社 長期ビジョン」 目指す姿と長期戦略 ～創立 150 年に向けて～

VISION
日赤150

日本赤十字社が 取り組む社会課題

- 災害や紛争から人々が守られる社会づくり
- 人々の健康・福祉を支える地域づくり
- 互いを思いやり、助け合い、尊重し合う社会づくり

目指す姿

国内外における人道支援活動の“要”となり、
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

新たなステージへの行動指針

- 被支援者の側に立った想像力の発揮
- 赤十字ネットワークを活用した事業推進
- 事業間・施設間の連携による相乗効果の発揮
- 行政や関係団体、企業、大学等との連携強化
- 先進技術を生かした事業展開
- ビッグデータ等を活用した事業推進
- 「選択と集中」の徹底

長期戦略

－ 事業戦略 －

- 事業戦略 1** 災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化
- 事業戦略 2** 超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求
- 2-① 医療・福祉・介護分野等における地域社会への貢献
 - 2-② 日本最大級の病院グループとしての質の高い医療サービスの提供
 - 2-③ 世界最高レベルの血液事業を通じた医療・健康増進への貢献
- 事業戦略 3** 多様化が進む社会における人道の輪の拡大

－ 運動基盤強化戦略 －

- 運動基盤強化戦略 1** 会員の赤十字運動への参画促進
- 運動基盤強化戦略 2** 奉仕団等ボランティア主体の活動の拡充
- 運動基盤強化戦略 3** 国際赤十字との更なる協働

「日本赤十字社 長期ビジョン」に基づき、具体的な取り組みや目標を整理した3年毎の中期事業計画及び毎年の単年度事業計画を策定。これら計画に基づく業務の遂行及び定期的なモニタリングの実施により全社的な PDCA を推進することで、長期ビジョンの実現・達成を目指します。



長期ビジョン第三次中期事業計画（令和 8-10 年度）

第三次中期事業計画は、3期9年にわたる中期事業計画の終期であり、本計画が長期ビジョンの実現に直結するほか、創立 150 周年以降に向けた重要な橋渡しとなります。

創立 150 周年以降の社会環境の変化に合わせた「新しい時代の赤十字」の確立に向けて検討を進めている将来構想を見据え、その構想との円滑な接続を目指して取り組むべき課題への対応に主眼を置き、第三次中期事業計画を策定しています。

令和 8～10 年度においては、同計画に基づき、より継続性・一貫性を持たせた効果的な事業計画の策定及び予算編成を行ってまいります。

第三次中期事業計画の策定方針

- 創立 150 周年以降の社会環境の変化に合わせた「新しい時代の赤十字」の確立に向けた新たな将来構想（令和 9 年 5 月決定予定）との円滑な接続を目指した計画を順次設定する。※1
- 特に、将来に向けた事業基盤をより強固なものとするための方策等の取り組みについては、将来構想の策定に先んじて重点項目として設定する。

※1 検討の進捗に応じて第三次中計への反映を行う想定であること。

第三次中期事業計画において重点的に取り組むべきテーマ

- ① 将来構想を見据えた重点項目
 - ア 将来構想の策定（新たなビジョンと各事業等のプランの策定）
 - イ 財政基盤の強化
 - ウ 人的基盤（ボランティア）の強化
 - エ 創立 150 周年を契機とした記念事業の立案
 - オ 創立 150 周年の取組（意識醸成・PR イベントの実施）
- ② 将来構想も射程とした第二次中期事業計画から継続した重点項目 ※2
 - ア 大規模災害への対応強化
 - イ 気候変動への対応
 - ウ 経営基盤の安定化・DX の推進
 - エ 各事業別重点取組事項

※2 ①の創立 150 周年以降の長期的な計画等（将来構想）を見据えた、足元の継続課題への対応を目指すもの。

令和 8 年度事業計画と歳入歳出予算の概要

事業計画の概要

「長期ビジョン・第三次中期事業計画」の 1 年目に当たる本計画では、創立 150 周年以降の展望にかかる「新しい時代の赤十字」の確立に向けたビジョンを取り纏めるとともに、将来的な課題への対応計画の方向性や資金的・人的協力基盤等の強化に向けた方策を策定します。そのほか、創立 150 周年に向けた意識醸成に関する PR/イベントの実施準備に取り組みます。

大規模災害への対応強化に向けては、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の修正に伴う防災業務計画の修正、防災・減災事業の新たなカリキュラムの展開等を行います。そのほか、被災者・避難生活支援の拡充等に向けた対応計画の策定、被災地域に所在する赤十字病院が通常診療を継続できるような体制の整備を行います。

気候変動への対応として、気候変動対応にかかるアクション・プランの確実な実行を図るほか、温室効果ガスの削減等、環境にやさしい事業運営の推進を図ります。

事業別の優先課題では、国内活動として地域のレジリエンス強化のための対処方針の決定、講習普及に向けた受講管理システムの開発、有事を想定した国民保護業務計画の修正、核兵器廃絶やその他の人道課題への取り組みを通じた国際人道法の普及の強化、海外では国際赤十字・赤新月運動の優先的人道課題への対応や関係姉妹社の緊急即応体制の強化、開発協力を通じた関係姉妹社の気候変動課題への対応能力の強化、そして、国際赤十字・赤新月社連盟理事社として国際赤十字・赤新月運動全体の強化に取り組みます。医療事業では、医療の質の「見える化」の推進、新興感染症への備え、医療 DX の推進のほか、新たな地域医療構想に基づいた医療提供体制の整備を進めます。また、赤十字事業を支え、広く社会に貢献できる専門性の高い看護師等の養成に向け、看護師養成事業の将来構想の策定を進めます。血液事業においては、将来の献血基盤の確立に向けて事業連携による献血活動の展開を検討する他、血液事業の安全管理体制の強化として職員の意識改革等に取り組みます。コーポレート部門においては事業広報と連携したブランディング広報の強化、人材価値の最大化に向けた成長支援等の制度構築、高度なデータ分析に資するデータ基盤の構築等を図ります。

経営基盤の安定化に向けては、新規会員の加入促進並びに会員・寄付者とのつながりの強化を図るほか、赤十字病院のグループ経営の推進、血漿分画製剤用血漿確保の効率化を行い、各事業運営を支えるバックアップ体制の構築をすすめ、加えて事業の効率化に向けた業務改善の推進にかかる方針を決定します。

【各事業における事業運営計画等】

救護・社会活動における主な計画

○人間のいのちと健康、尊厳を守る「国内活動」

- ・ 救護員実践力の向上
 - － 本社、支部（ブロックを含む）救護訓練・研修会の開催：630回（16,400人）
 - － 地方公共団体等が主催する訓練・研修会の参加：340回（2,900人）
- ・ 防災セミナーの開催：1,760回（60,300人）
- ・ 救急法等講習の開催：18,800回（553,800人）

○人間のいのちと健康、尊厳を守る「国際活動」

- ・ 緊急即応体制の強化支援の対象となる姉妹社の選定と計画の策定（2件程度）
- ・ 開発協力における「気候変動への適応・緩和策」への取り組み（事業数11件）
- ・ 各都道府県での国際人道法の普及（4,400人以上）

○日赤の運動基盤を支える人々との連携の強化

- ・ 青少年赤十字リーダーの養成（トレーニングセンター等の開催）：120回（4,800人）
- ・ 奉仕団を対象とする研修会の開催：440回（12,500人）

※回数及び人数は概数であること。

各種社会福祉施設における入所見込延べ人数

【児童福祉施設】（15施設）

- ・ 乳児院（8施設）：81,760人
- ・ 保育所（3施設）：82,893人
- ・ 児童養護施設（1施設）：14,600人
- ・ 医療型障害児入所施設（3施設）：80,665人

【高齢者福祉施設】（8施設）

- ・ 特別養護老人ホーム：274,480人
（軽費老人ホームを含む。）

【障害者福祉施設】（1施設）

- ・ 障害者支援施設：18,250人

【複合型施設】（1施設）

- ・ 特別養護老人ホーム：39,420人
- ・ 認知症高齢者グループホーム：6,570人
- ・ 障害者支援施設：3,650人
- ・ 介護老人保健施設：33,945人

医療事業における経営健全化及び看護師等養成事業の目標

○令和8年度予算における経常収支目標

指標：経常収支 △38,563,729 千円

新入院患者数 813,215 人

委託を含めた労働分配率 85.3%

○赤十字事業を支える看護師等の養成

指標：看護師等養成数 看護師 1,105 人 助産師 88 人 保健師 174 人

血液事業供給・採血等の計画

・必要血液量：224 万 L

(輸血用血液製剤用の確保血液量：100 万 L、血漿分画製剤用の確保血液量：124 万 L)

・輸血用血液製剤の供給計画：1736 万本

・国内製薬企業への血漿分画製剤用原料血漿の供給量：123 万 L

・必要献血者数：498 万人

歳入歳出予算の概要

令和8年度における日本赤十字社全体の予算は総額1兆5,660億円(歳出予算の合算)となり、各会計の歳入歳出予算は以下のとおりです。

一般会計

歳入 351億円
歳出 351億円

医療施設特別会計

収益的収入 1兆2,604億円
収益的支出 1兆3,003億円
差引額 △398億円

血液事業特別会計

収益的収入 1,695億円
収益的支出 1,811億円
差引額 △115億円

社会福祉施設特別会計

収入 201億円
支出 167億円
差引額 34億円

退職給与資金特別会計

歳入歳出 322億円

退職年金資金特別会計

歳入歳出 2億円

損害填補資金特別会計

歳入歳出 2億円

※ 記載上の端数処理の関係から、収入及び支出とその差引額は一致しないこと。

令和8年度事業計画

第1 「新しい時代の赤十字」の確立に向けた取り組み課題

令和9年(2027年)に創立150周年を迎える日本赤十字社は、その前身となる博愛社設立(明治10年(1877年)5月1日)以降の活動理念となる「人道」の実践を目的として、明治21年には、福島県磐梯山において発生した噴火災害に対し、先駆的な試みとして救護活動を実施、また、第二次世界大戦をはじめ幾度となく繰り返された戦時下においても敵味方の区別なく救護活動を行うなど、あらゆる状況下においても赤十字の理念と使命を実現するためにその時代において必要とされる様々な人道課題への対応を実践してきた。

そして現在、人口構造の変化、地域社会の変容、テクノロジーの加速度的な進化、国際社会の分断など様々な日本赤十字社を取り巻く社会環境の変化、多様性の尊重など個人の価値観の多様化、加えて地球環境の変化による自然災害の激甚化等により、これまでに無い、もしくは社会的に認識されていなかった人道課題も浮き彫りとなっている。

このように、かつてないような変化が想定される中、いかなる状況下でも人間のいのちと健康・尊厳を守り続けていくためには、既存の枠組みに囚われることなく、多様な視点と柔軟な発想をもって、日本赤十字社が担うべき役割と取り組むべき具体の課題を見つめなおす必要がある。加えて、日本赤十字社が人道課題を解決し続けていくためには、赤十字の理念に共鳴する人々の力を幅広く結集することが肝要であり、社が依って立つ基盤の変化を見定め「新しい時代の赤十字」の確立に向けた変革を遂げる時期を迎えている。

本章では、創立150周年を契機とした未来の展望を描く「新しい時代の赤十字」の構築、その実現に向けて現在策定を進めている将来構想への円滑な接続を目指して、第三次中期事業計画期間中から取り組む計画を設定する。

令和8年度からの3ヵ年の主な取り組みは以下のとおり。

(1) 創立 150 周年以降を見据えた新たなビジョンの策定 [No.1]

創立 150 周年以降を見据え、日本における赤十字運動の「目指す姿」と「行動指針」を描くビジョンを策定し、公表する。

<主な達成目標指標>

○ ビジョンの策定状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
骨子案の策定	ビジョンとりまとめ	ビジョンの公表	—

(2) 各事業における将来的な課題への対応計画（プラン）の策定 [No.2]

ビジョンを見据えたうえで 2040 年問題を含む当面の課題解決を目指す具体的な実行計画を策定し、達成に向けた進捗管理を行う。

<主な達成目標指標>

○ 各事業プラン及びコーポレートプランを包含した計画書の策定状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
各部門において基本方針(案)を策定中	プラン案の方向性の取りまとめ	プランの公表（一部未公表の可能性あり）	プラン達成の進捗管理

(3) 資金的協力（基盤）の強化・改革 [No.3]

近年、一般会計の社資収入（海外救援金を除く）は概ね横ばいであり、全国的にはただちに財政上の問題を生じる懸念はないが、主要財源の一つである地区区分扱いの社資減少は今後も継続する一方、人件費をはじめ様々な経費の上昇で必要資金の増加は必至である。

都道府県ごとの支部を拠点として全国すべての地域で赤十字事業を安定的に継続していくために、必要な資金的協力（社資）が将来にわたって得られる新たな方策を講じる。法人を対象とした募集強化による新規社資の獲得やエンゲージメント強化による個人会員の脱退防止の取組みを強化するとともに、赤十字への理解を促進し地域コミュニティを通じた社資協力の継続を図る。

<主な達成目標指標>

○ 立案と開始の状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
—	資金的協力（基盤）の強化・改革のための方策を策定	資金的協力（基盤）の強化・改革のための方策を開始	— (行動計画に基づき、順次方策を拡大)

※強化・改革案の策定は令和 7 年度から取り進め、一部令和 8 年度から開始する。

(4) 人的協力（基盤）（ボランティア等）の強化・改革 [No.4]

人口減少と少子高齢化など社会形態の急速な変化にともなう地域コミュニティの衰退で、赤十字ボランティアの高齢化をはじめ、新たな担い手が不足し、団員数も減少傾向にある。さらに、災害の頻発・激甚化による支援ニーズの増加と社会環境の変化による高齢者・障がい者・乳幼児・外国人などの支援対象者の多様化が顕著となっている。また、赤十字ボランティアとニーズをつなぎ、活動を支援するボランティアのコーディネーション機能が不足するなど構造的な課題を抱えている。

日本赤十字社の人的協力基盤であるボランティアについて、新たな人たちが赤十字のボランティア活動に興味を持ち気軽に参加できるよう、参加しやすいしくみやコーディネーション強化策を構築するとともに、青少年赤十字メンバーや会員・寄付者等がボランティアとしても関われるよう対象の特性に応じた働きかけの推進や他団体との連携・協働を深化する。さらに、学校教育の中で国際人道法の基本理念などの人道的価値観やボランティア精神を育み、実践を通してよりよい未来の創り手を育成する青少年赤十字を広めるためのしくみの整備に取り組む。

<主な達成目標指標>

○ 立案と開始の状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
—	人的協力（基盤）（ボランティア等）の強化・改革のための方策を策定	人的協力（基盤）（ボランティア等）の強化・改革のための方策を開始	— (行動計画に基づき、順次方策を拡大)

(5) 資金的・人的協力（基盤）の強化・改革のための広報改革 [No.5]

日本赤十字社の人的協力基盤である赤十字ボランティアや青少年赤十字への新たな参加者の確保と活動の活性化、財政的基盤である会員・寄付者と社資の増加を実現するため、従来からのコーポレートブランド広報に加え、日本赤十字社の各事業の認知・理解の促進、並びに会員・会費・寄付金への協力を直接繋げる職員の意識改革に根ざした事業広報のしくみや施策を構築する。

<主な達成目標指標>

○ 立案と開始の状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
—	事業広報の強化・改革 のための方策を策定	事業広報の強化・改革 のための方策を開始	— (行動計画に基づき、 順次方策を拡大)

(6) 資金的・人的協力（基盤）の強化・改革のための業務改革 [No.6]

人口減少社会、特に現役世代人口の減少が進む中、限られた業務執行体制で広く社会に協力を求め、資金的・人的協力（基盤）の強化・改革を実現するためには ICT 化や DX を通じた業務の効率化が必須である。全社統一的なデータ管理、事業系各システムの連携、各システムが保有する支援者等の情報を活用するしくみを構築し、業務改革を進める。

<主な達成目標指標>

○ 立案と開始の状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
—	業務改革の強化・改革 のための方策[※]を策定	業務改革の強化・改革 のための方策を開始	— (行動計画に基づき、 順次方策を拡大)

※ 社資募集関係業務（会員情報システム）、奉仕団等ボランティア関係業務（ボランティアプラットフォーム）、CRM・マーケティング機能の実装、統計関係業務など。

(7) 創立 150 周年に向けた意識醸成に関する計画策定 [No.7]

ビジョンの実現に向けた機運醸成を目的として、社内外に対し、赤十字の理念やこれまでの活動、そして未来に向けた「目指す姿」等を発信（=人道の発信）し、共感を得るとともに、世の中の「救いたい」という想いを結集するためのイベント等を実施する。

<主な達成目標指標>

- PR/イベントの実施状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
PR/ イベント 企画（案）の整理	PR/イベントの一部実施・実施準備	PR/イベントの一部実施・評価	継続実施 (一部イベント)

(8) 創立 150 周年を契機とした記念事業の計画策定 [No.8]

ビジョン及びプランを策定していく過程の中で早期に実現可能な取り組み・事業については、記念事業としてこの機に創設する。

<主な達成目標指標>

- 記念事業実施計画の策定・進捗状況（進捗管理）

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
記念事業（案） の策定	記念事業計画の策定・進捗管理	進捗管理 (目標は計画承認後に個別に設定予定)	進捗管理 (目標は計画承認後に個別に設定予定)

第2 大規模災害への対応強化

近い将来に発生が予測されている国難級の大規模地震、気候変動により引き起こされる気象災害の頻発化など、来るべき未曾有の人道危機への備えが急務となっている。

日本赤十字社は、先述の通り、1888年（明治21年）の「磐梯山噴火災害」において、国際赤十字において災害救護に取り組むことが常識ではない中、先駆的な人道支援活動として災害救護活動を行い、その後日本赤十字社の事業の1つとして位置付けた。また、これ以降の経験から、災害救護事業を中心として、救護員養成のための看護学校や赤十字病院の開設、救護班の編成など現在の赤十字の人道支援活動の骨格を築いた。

近年、様々なNPOや災害救護に取り組む団体の出現など、日本赤十字社を含む災害時における救援団体等も多様化している。また、様々な人道支援ニーズも拡大しており、それら外部環境の変化に対応することで、日本赤十字社の存在意義を改めて示すことが必要である。

これらの取り組みに向けては、従前からの災害時の救護活動の強化はもちろんのこと、平時からの地域コミュニティにおける「自助」と「共助」の力を高める防災教育の展開、他団体との連携の推進が重要であり、第一次中期事業計画中に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた避難形態の多様化など、変化する人道ニーズに対応するためには、赤十字の持つ多くのリソースを結集し、推進する必要がある。

については、国際赤十字という世界的ネットワークの一員として、第二次中期事業計画までの取り組みを踏まえながら、引き続き、日本赤十字社の総合力を発揮した災害時における人道支援活動を実施することを目指し、下記の全社共通の目標として掲げ取り組んでいく。

国難級の大規模災害に対する、事前・発災・復旧復興の各フェーズにおける、日赤の総合力を発揮した人道支援活動の実施

1. 平時からの備え

大規模災害から人々のいのちを守り、その被害を最小限に抑えるためには、発災直後における救護活動の強化に向けた救護員の育成、日ごろからの防災・減災の取り組み、及び地域における繋がりづくりなどによる自助・共助の力を高めていくことが有効である。

今後想定される大規模地震や昨今多発する気象災害時の対応ができる救護員の能力の向上を図ることはもちろん、災害時における被災者支援を行う他団体との連携を推進する。

また、高まる国民の防災意識に対応した新たな防災セミナーのカリキュラムを展開し、必要な知識と技術、防災行動意識（自助・共助を含む）を身に付けられることを目指す。

さらに、日本赤十字社が展開する各事業や会員、ボランティアを始めとするステークホルダーの連携を促進し、地域コミュニティのレジリエンスを向上させる。

令和8年度からの3ヵ年の主な取り組みは以下のとおり。

(1) 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の修正にともなう大規模地震対応計画の修正と災害救護対応能力の強化 [No.9]

国難級の大規模地震災害を見据え、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正（令和7年6月内閣府中央防災会議）をもとに本社・ブロック代表支部・支部の大規模地震対応計画等を修正し、防災行政の強化に向けた動きはもとより、これまでの救護活動から得られた教訓や国内外の赤十字の救護リソースの活用を考慮して、災害救護対応能力の向上に取り組む。

<主な達成目標指標>

- 本社・ブロック代表支部・支部の大規模地震対応計画等の修正と訓練への反映状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を受け見直しを開始	日本赤十字社防災業務計画の修正 (本社)	支部、ブロック計画の修正(支部・ブロック)	支部、ブロック計画の修正と訓練への反映(支部、ブロック)

(2) 防災教育の新カリキュラム（気象災害時における適切な避難行動）の展開と日本赤十字社の防災・減災事業の体系化・戦略化 [No.10]

赤十字防災セミナーに新カリキュラム（気象災害時における適切な避難行動）を追加し、順次、全国での展開を図るとともに、既存の防災教育事業（地域向け、青少年向け等）のリソースを整理し、防災・減災事業全体像の見える化、体系化を行うことで、日本赤十字社の防災・減災事業を戦略的に推進していく。

<主な達成目標指標>

○ 新カリキュラムの展開

（策定時点）	令和8年度	令和9年度	令和10年度
新カリキュラムの作成と試験展開	新カリキュラムの全国展開	発生課題等への対応（修正等）	—

○ 日本赤十字社の防災教育および防災・減災事業戦略の策定状況／体系の構築状況

（策定時点）	令和8年度	令和9年度	令和10年度
本社内関係課と今後について調整	全体像の整理に伴うカリキュラムの取扱いの整理実施	全体像整理に伴う社内規程等の整理と修正	防災教育および防災・減災事業の体系化戦略の策定

(3) 災害対応全般に係る広報PR施策の継続展開及びメディア露出強化 [No.11]

令和3年に実施した調査によると、日本赤十字社の各事業への期待度が上昇している中で、国内災害救護に関する事業の認知率は低下傾向にあった。そのため、令和5年度からは、特に防災・減災活動を喚起する啓発プロジェクト等を推進し、当該認知率を3年連続でアップさせることができたが、災害救護は日本赤十字社の活動やブランドの柱であるため、今後も災害対応全般（医療救護、救援物資の配分、防災・減災活動、その他応急対応等）に係る広報施策を継続展開するとともに、災害発生時等における報道メディアへの露出を強化し、災害救護に関する事業の認知率の更なる向上を図る。

<主な達成目標指標>

○ 「災害救護」に関する事業の認知率

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
36.0%	36.5%	37.0%	37.5%

2. 発災後における被災者支援に向けて

災害時において、日赤がこれまで以上に国民のいのちと健康を守るためには、従来からの医療救護班の派遣による「保健・医療」の分野における活動についての対応強化に加え、ボランティア活動による「被災者支援」や「福祉」等の領域についても、多様な団体と連携することにより活動の強化を図り、人道支援の要としての役割を担う必要がある。

第三次中期事業計画においては、第二次中期事業計画から引き続き、発災直後から復旧期における被災者支援に向けた救護体制の強化や被災地域における地域医療を継続するための受援に関する訓練等を実施し、いかなる状況下においてもいのちを守るための活動を続けていく。

令和8年度からの3カ年の主な取り組みは以下のとおり。

(1) 保健・医療・福祉の包括的な視点に立った被災者・避難生活支援の戦略的な拡充と他団体との連携の強化 [No.12]

深刻度を増す災害関連死を防ぐために、避難所の環境改善や要配慮者対応、在宅避難・車中泊など多様化する避難形態への対応が急がれている。日赤が重点的に取り組んできた医療救護とこころのケアに加えて、保健と福祉の包括的な視点に立った被災者・避難生活支援の拡充、他団体との連携強化などにかかる対応計画を策定し、実践する。

< 主な達成目標指標 >

- 対応計画に沿った支援の強化が行われ、他団体等との更なる連携による被災者支援活動の実施状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
他団体との連携及び被災者支援の更なる推進に関する通知を发出	被災者・避難生活支援分野にかかる対応計画の策定および同計画の試行	被災者・避難生活支援の災害時展開開始および実働における課題の対応 (具体的な目標は初年度の試行状況に基づき更新予定)	被災者・避難生活支援の災害時展開および実働における課題の対応 (具体的な目標は初年度の試行状況に基づき更新予定)

(2) 豪雨災害等への対応強化 [No.13]

近年、頻発・激甚化している豪雨災害においては、被災者のニーズが多様化する傾向にあり、災害の特性を踏まえた救護活動を展開し、必要な連携を行うために「他団体との連携及び被災者支援の更なる推進」に関する通知(対応マニュアル)を本社から全国都道府県支部に发出した(令和6年度)。当該通知に基づき、各種研修会の教材を見直し、被災者の多様なニーズに対応する救護活動が実施できるよう、各都道府県支部が実施する災害対応・訓練・研修への定着を図る。

< 主な達成目標指標 >

- 豪雨災害時等における活動整理に基づく救護活動の推進状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
他団体との連携及び被災者支援の更なる推進に関する通知を发出	多様な被災者ニーズへの対応に関する活動強化状況の把握及び課題抽出	抽出された課題解決に向けた検討を踏まえ救護員育成体系に基づく各種研修教材の見直し完了	更新された研修資料を使用した研修・訓練の計画的な実施

(3) 避難生活等における健康安全講習の強化 [No.14]

既存の各種赤十字講習のノウハウを活かし、予期せず避難生活を送ることとなった被災者などを対象に、被災者支援を目的とした災害発生フェーズごとの避難生活における心身の健康被害防止のための短期講習を新たに策定し、展開する。

<主な達成目標指標>

- 災害を意識した健康生活支援（避難生活支援）・幼児安全・暑熱対策・水上安全等に対応した各講習事業にかかる展開要領の策定および展開の状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
健康生活支援講習及び幼児安全法講習講師研究会において、災害のフェーズに応じた被災者支援のための短期講習展開案の検討開始	避難生活支援講習の内容を発展させた健康生活支援講習及び幼児安全法に関する短期講習展開要領の策定および順次展開	暑熱（熱中症対応等）、寒冷環境下の避難生活における健康被害防止を目的とした被災者支援短期講習展開要領の策定および順次展開	水上安全法講習のノウハウを活かした大規模水害時の自己保全を目的とした被災者支援短期講習展開要領の策定および順次展開

(4) 災害時における地域医療の継続のための体制整備 [No.15]

赤十字病院は災害拠点病院等を担う災害時の地域医療の要であり、大規模災害時には、通常診療を継続することで地域医療を守ることが重要な責務である。これらの使命を確実に全うするため、第二次中期事業計画において、全医療施設の事業継続計画（BCP）に盛り込んだ「受援」（被災地域の赤十字病院に対してグループ全体で支援することにより地域医療を継続させる取り組み）に関する訓練を実施することで実効性を向上させる。

<主な達成目標指標>

- 医療事業推進本部と連携した受援・支援に関する訓練を実施した施設数

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
—	医療事業推進本部の業務手順のマニュアルの策定	66 施設以上 (災害拠点病院は必須)	R9・10 累計で 90 施設

第3 深刻化する気候変動の緩和と適応及び啓発の推進

国際赤十字は、人道支援団体にはさらなる人命の損失や苦しみを防ぐため、気候変動への対応に共に取り組む責務があるとして、令和3年5月に「人道団体のための気候・環境憲章」を採択した。日本赤十字社としても、この人道上の危機に際し、社として一丸となって取り組む必要があると考え、令和4年3月に本憲章に署名、令和5年11月に気候変動対応基本方針を定め、令和6年12月には、気候変動にどのように取り組んでいくかを定めた「日本赤十字社の気候変動対応にかかるアクション・プラン」を策定した。

従前より、日本赤十字社では、災害救護や講習などの事業を通じて気候変動による被害軽減に取り組んできたところであるが、さらに人道上の喫緊のニーズに的確に対応するために、歴史あるこれらの事業を充実発展させるとともに、温室効果ガスの排出量削減について責任を持って効果ある取組みを進めていく。

引き続き、「適応」、「緩和」及び「啓発」の取組みの強化を図る中で、「適応」及び「啓発」については他の章で記載している継続して実施してきた事業の中で推進していくものであることから、その目標達成率について注視しつつ、特にこの章でかけられる令和8年度からの3ヵ年の主な取組みは以下のとおり。

(1) 「日本赤十字社の気候変動対応にかかるアクション・プラン」の推進 [No.16]

日本赤十字社気候変動対応基本方針に基づき、日本赤十字社が従前から取り組んできた災害救護や講習などの事業を充実発展させることにより、人道上の喫緊のニーズに対応する。

また、環境に配慮した事業運営を実施することにより、日本政府のカーボンニュートラル達成目標時期(2050年)までを見据え、まずは2022年度を基準として、2030年度までに温室効果ガス排出量年平均1%以上の削減を目指す。

以上のことを目的とした本アクション・プランについて、その推進を図る。

<主な達成目標指標>

○ 「日本赤十字社の気候変動対応にかかるアクション・プラン」年度目標達成率

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
0%	100%	100%	100%

(2) 建物及び機器から排出される温室効果ガスの削減 [No.17]

建物及び機器のエネルギー効率を高めるため、エネルギー使用状況の把握、運用面での改善、設備・機器更新時におけるエネルギー効率の高い設備・機器の導入を進める。

<主な達成目標指標>

- 建物（機器を含む）から出される温室効果ガスの排出量

(策定時点*)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
434,947 t-CO2	417,809 t-CO2	413,631 t-CO2	409,495 t-CO2

* 「日本赤十字社の気候変動対応にかかるアクション・プラン」における基準年度である令和4年度の数値であること。

(3) 公用車を新車調達する場合における電動車の導入 [No.18]

公用車を新車調達する場合は、事業実施に支障のない範囲で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）とする。

<主な達成目標指標>

- 新車調達台数（事業実施に支障がない場合）のうち低公害車台数が占める割合

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
—	19%	22%	24%

第4 各事業における重点取組事業

1 救護・社会活動、社会福祉事業

救護・社会活動においては災害救護、救急法等の講習事業、防災・減災活動、青少年事業、ボランティア活動、国際活動等多岐にわたる活動を展開している。

第三次中期事業計画においては、国内における災害発生時の対応はもとより、地域住民の自助・共助など災害等に対するレジリエンス（強靱性）の強化の他、各種講習における ICT 化の促進や、各地で行われている有事を想定した国民保護の住民避難に関する訓練への対応等を推進する。

また、グローバルな人道課題の二大要因とされる紛争と気候危機を念頭におきつつ、国際赤十字・赤新月運動の優先的人道課題への対応及び関係姉妹社の緊急即応体制の強化を図り、さらに中長期の開発協力を通じて各国赤十字・赤新月社の気候変動課題への対応能力の強化を支援する。こうした優先的人道課題への取組みも踏まえながら、国際赤十字・赤新月運動全体の強化に貢献するとともに、核兵器廃絶やその他の人道課題への取組みを通じて国際人道法の普及を強化する。

令和8年度からの3ヵ年の主な取組みは以下のとおり。

(1) 地域住民の自助・共助など災害等に対するレジリエンス（強靱性）の強化 [No.19]

少子高齢化や人口減少が加速するなか、その進捗及び医療、介護、福祉サービスの状況は、地域ごとに異なる。行政の対応、他団体の取組みなどを含めて地域の状況を把握し、災害などの脆弱性に対して人々が自分と家族のレジリエンス（強靱性）を高め、地域の中でお互いを助け合うことができるよう（自助・共助）、支部・施設（医療・血液・社会福祉）などの日赤が持つ資源や機会を組み合わせた社会活動・連携事業（地域包括ケア推進事業）を推進する。

< 主な達成目標指標 >

○ 地域のニーズに応じた重点課題への取組状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
—	支部・施設の連携により地域課題に対する対処方針を協議・決定	支部・施設等による地域支援を実施(外部連携を含む)し、課題のフォローアップ・モニタリングを実施	支部・施設等による地域支援を実施(外部連携を含む)し、課題のフォローアップ・モニタリングを実施

(2) 講習普及における受講者の利便性向上や講習管理の効率化等 ICT 推進 [No.20]

受講者が学科講習を受けやすくするため、教材の電子化(学科講習のオンライン化)を進めるとともに、講習・講習受講者の管理事務を効率化する「講習管理システム」の導入を行う。

< 主な達成目標指標 >

○ 講習普及事業等の ICT 導入状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
教材の電子化 (動画媒体の教材作製、 教本の電子書籍化)及び講習管理システムを構築中	水上安全法講習の学科 WEB 学習化の実現及び講習管理システムにおける個人受付管理機能の開発完了	健康生活支援講習の学科 WEB 学習化の実現及び講習管理システムにおける個人受付管理機能の試行及び課題抽出の着手	救急法救急員養成講習の学科 WEB 学習化の実現及び課題に基づいた講習管理システムの改善着手

(3) 国民保護に関する国・各都道府県との協力の推進 [No.21]

国や各都道府県の有事を想定した国民保護に関する動向を踏まえ、日本赤十字社国民保護業務計画(一部改定)に基づく活動に関して、必要に応じ、各地での住民避難に関する訓練への対応等を推進する。

< 主な達成目標指標 >

○ 住民避難に関する訓練への対応等の推進状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
—	日本赤十字社国民保護業務計画の修正	各支部における国民保護業務計画の修正	住民避難に関する訓練への対応等の取り組みに関する課題のフォローアップ・モニタリングを実施

(4) 国際赤十字・赤新月運動の優先的人道課題への対応と関係姉妹社の緊急即応体制の強化 [No.22]

国際社会の関心が集まらないアフリカの難民問題など「忘れられた」人道危機や、終結の糸口がつかめない長期化したウクライナやガザの紛争など「忘れてはならない」人道危機に対して、日本赤十字社は「人道支援の空白地帯をつくらない」というビジョンのもと、国際赤十字機関（国際赤十字・赤新月社連盟、赤十字国際委員会）及び各国の赤十字・赤新月社（姉妹社）の取組みを支援する。そのため、国際赤十字機関が発出する全ての緊急救援アピールに対応することはもとより、姉妹社が災害発生時に国際支援を待つことなく適切な初動活動を行うための「緊急即応体制」（特に、保健医療及び給水衛生の分野）を強化する。そのためのモデル事例となる姉妹社を選定し、支援を行う。

< 主な達成目標指標 >

○ 特にアジア大洋州や中東地域で模範となる姉妹社の緊急即応体制の支援状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ミャンマー地震など海外救援金事業において、関係姉妹社の緊急即応体制の支援について協議している	緊急即応体制の強化支援の対象となる姉妹社の選定と計画の策定（2件程度）	選定された姉妹社における緊急即応体制の強化の支援計画の実行	選定された姉妹社における緊急即応体制の強化支援計画の目標達成

(5) 中長期の開発協力を通じた関係姉妹社の気候変動課題への対応能力の強化 [No.23]

気候変動は、多くの国で災害、食料不足などをもたらし、社会的に弱い立場にある人々のいのちと健康、尊厳をさらに脅かしている。日本赤十字社は、これらの脅威に備え、立ち向かう地域社会のレジリエンス（強靱性）を強化するため、国際赤十字の「人道団体のための気候・環境憲章（令和3年度に日本赤十字社も署名）」に則り、気候変動の適応・緩和策にかかる開発協力事業を通じて関係姉妹社を支援する。

< 主な達成目標指標 >

- 「気候変動の適応・緩和策」の取組みが活動計画に含まれる開発協力事業の件数

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
開発協力事業において「気候変動への適応・緩和策」に取り組む事業数 : 9件	開発協力事業において「気候変動への適応・緩和策」に取り組む事業数 : 11件	開発協力事業において「気候変動への適応・緩和策」に取り組む事業数 : 12件	開発協力事業において「気候変動への適応・緩和策」に取り組む事業数 : 13件

(6) 国際赤十字・赤新月社連盟理事社として取り組む、国際赤十字・赤新月運動全体の強化 [No.24]

国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）の会長職をはじめ、そのガバナンスに長きにわたって主要な役割を果たしてきた赤十字社として、各会議（赤十字国際会議、国際赤十字・赤新月運動代表者会議、IFRC 総会、地域会議、諮問会議等）への参画や各国赤十字社、赤新月社との対話、日本赤十字社の学びや経験に基づく提言等を通じて、国際赤十字・赤新月運動の連帯感の強化と総合力の発揮に貢献する。

< 主な達成目標指標 >

- 赤十字・赤新月国際会議等での議論や採択される決議への貢献状況（日本赤十字社の意見・提言の議論や決議への反映件数など）

（策定時点）	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
令和 4 年 6 月から 4 年間の任期で IFRC 理事社として国際赤十字・赤新月運動の連帯感の強化と総合力の発揮に貢献している	IFRC 通常総会など 主要国際会議において議論や採択される決議に対する 日本赤十字社の意見・提言の反映件数 ： 3 件以上	地域会議など主要国際会議において議論や採択される決議に対する日本赤十字社の意見・提言の反映件数： 3 件以上	IFRC 通常総会など主要国際会議において議論や採択される決議に対する日本赤十字社の意見・提言の反映件数： 3 件以上

- ※ IFRC 総会：各国赤十字・赤新月社代表で構成される IFRC の最高決定機関となる会議（原則 2 年毎に開催）。
- ※ 国際赤十字・赤新月運動代表者会議：国際赤十字・赤新月運動を構成する赤十字国際委員会（ICRC）、IFRC、各国赤十字・赤新月社の代表が赤十字運動の共通課題を議論する会議（原則 2 年毎に開催）。
- ※ 赤十字・赤新月国際会議：国際赤十字・赤新月運動代表者会議の参加者に加え、ジュネーブ諸条約締約国政府の代表が参加する国際赤十字・赤新月運動の最高議決機関（原則 4 年毎に開催）。

（7）核兵器廃絶やその他の人道課題への取組みを通じた国際人道法の普及の強化 [No. 25]

被爆 80 年における ICRC 総裁と日本赤十字社社長の核兵器廃絶に向けた共同声明（令和 7 年 8 月 5 日）をはじめ、日赤が行う国際支援事業の報告会など様々な機会を活用して国際人道法の普及を強化する。特に、公教育などを通じた国際人道法の普及に言及した令和 6 年の日本政府と日赤の共同誓約を念頭に、青少年や赤十字ボランティアを対象とした研修・教育機会も活用し、世代を超えた普及の一層の強化を図る。

<主な達成目標指標>

- 本社と支部が連携した一般市民への国際人道法の普及機会の状況（関連研修の受講者数など）

（策定時点）	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
各都道府県での国際人道法普及にかかる令和 7 年度計画：4,110 人	各都道府県での国際人道法の普及： 4,400 人以上	各都道府県での国際人道法の普及：4,700 人以上	各都道府県での国際人道法の普及：5,000 人以上

2 医療事業及び看護師等養成事業

超少子高齢社会において、2040 年には、85 歳以上を中心とした高齢者人口の増加と現役世代人口の減少が予想され、医療ニーズの変化、医療従事者の確保・育成、新たな地域医療構想への対応など、医療事業を取り巻く環境が大きく変化することが見込まれている。

第三次中期事業計画においては、第二次中期事業計画に引き続き、各地域において安心・安全で質の高い医療提供に努めるとともに、赤十字事業を支え、広く社会に貢献できる専門性の高い看護師の養成を目指す。

令和 8 年度からの 3 ヶ年の主な取り組みは以下のとおり。

（1）赤十字病院グループ全体の医療の質の向上 [No.26]

新型コロナウイルス感染症への対応による経験を踏まえ、将来の新興感染症の流行時に備え、患者をはじめ多くの国民の医療の質に対する期待に応えるべく、赤十字病院グループ全体として安心・安全で質の高い医療の提供に努める。

そのため、医療安全の確保のための取り組み、医療の質「見える化」の推進、新興感染症流行時への備え、診療現場における医療 DX[※]を実施する。

※ 医療 DX：医療・介護分野におけるデジタルトランスフォーメーションのこと。

< 主な達成目標指標 >

- 医療事故検討部会で報告された事案に対する 6 カ月以内の業務改善報告書受領率

(策定時点*)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
61.3%	80.0%	80.0%	80.0%

* 直近数値である令和 6 年度実績値であること。

- 医療の質向上のための協議会が推進する医療の質可視化プロジェクトへの参加施設数

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
41 施設	54 施設	63 施設	72 施設

- 新興感染症流行時に適切な対応ができる施設[※]数

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
現状把握	72 施設	81 施設	90 施設

※ 以下の取り組みをすべて実施した施設

- ① 感染症対応訓練を年 2 回以上実施
- ② 1 カ月分の PPE (個人防護具) 備蓄
- ③ 院内ゾーニング設置

- 診療現場における医療 DX の推進

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
—	各医療施設の医療情報システムを結ぶネットワークを構築し、新たなサイバーセキュリティ対策 (以下「JRC-MDX」) を開始 一部医療施設での先行テストの実施	JRC-MDX の導入 : 30 施設以上 クラウド共通基盤 [※] の構築開始 一部医療施設での先行テストの実施 : 1 施設以上	JRC-MDX の導入 : R9・10 累計で 60 施設 クラウド共通基盤の構築 : 2 施設

※ クラウド共通基盤 : AI や RPA などのクラウドサービスを活用できる基盤

(2) 各地域における地域医療構想に基づいた医療提供体制の整備 [No.27]

厚生労働省は、85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年頃を見据えた、入院・外来・在宅医療や介護との連携を含めた新たな地域医療構想を策定することとしている。

地域固有の事情に配慮しながら、国が示す進め方に沿って、引き続き地域医療構想に真摯に対応していく。

<主な達成目標指標>

- 再編・統合案件への対応率

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
国が策定するガイドラインの動向を注視	100%	100%	100%

(3) 広く社会に貢献できる専門性の高い看護師等の養成 [No.28]

日本赤十字社は、赤十字の基本原則に基づく看護を実践し、赤十字の理念である人道を具現化できる看護師等を養成している。現在、日本は誰も経験したことのない労働供給制約時代を迎えているが、その中であっても、救護・救済活動、医療事業などあらゆる事業において、国内外の社会の要請に対応し続けられるよう、赤十字事業の推進者となりうる看護師等を養成することが重要である。

第三次中期事業計画においては、高度な専門知識を持つ看護師の育成と確保、未来に向けて事業継続できるよう養成事業の将来構想の策定に取り組む。

<主な達成目標指標>

- 特定行為研修修了者数

(策定時点*)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
494人	670人	740人	810人

* 直近数値である令和6年度実績値であること。

- 看護師養成事業の将来構想の策定状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
検討に向けた本社内素案策定	看護人材像の確定	教育施設、本社・支部・施設の役割の確定	将来構想の策定完了

3 血液事業

血液事業は、国内唯一の採血事業者として、献血による血液の確保、献血血液の検査・製造、血液製剤の安定供給や安全対策にとり組むほか、献血の啓発活動等に取り組んできた。

第三次中期事業計画においても、引き続き必要血液量の確保、安全な輸血用血液の供給と、さらに安全管理体制の強化に取り組む。

令和8年度からの3ヵ年の主な取り組みは以下のとおり。

(1) 将来の献血基盤の確立（ドナーケアプログラム） [No.29]

持続可能な血液事業を目指して、2045年のあるべき姿となる将来の献血基盤を確立していく。

そのため、全世代に献血への理解と関心を持っていただき、献血への協力体制を確固なものとするためのスキームとしてドナーケアプログラムを展開し、将来の献血者数の確保を図っていく。

第三次中期事業計画では、ファーストドネーションに繋がる献血推進施策を重点的に取り組む。また日本赤十字社の総合力を活かし、JRC等と連携することにより、献血者だけでなく献血セミナーを入り口として赤十字活動全体を支えるボランティアの拡大に繋げる。

<主な達成目標指標>

○ 高校献血の実施率

(策定時点*)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
20.1%	21%	23%	25%

* 直近数値である令和6年度実績値であること。

○ 事業を横断した連携による献血活動の展開状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
JRC加盟校等における献血活動の未把握	<ul style="list-style-type: none"> ・JRC加盟校等との連携方法の構築 ・目標策定（児童・生徒対象献血啓発セミナーの実施校数等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・JRC加盟校等へのアプローチ ・受入対象校における献血啓発セミナー等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施結果の検証と見直し

(2) 医療ニーズを踏まえた輸血用血液製剤の新規開発 [No.30]

輸血医療に貢献するため、医療ニーズを踏まえて輸血用血液製剤の新規開発を進めていく必要がある。

まずは、輸血後のアレルギー性副作用等の低減を目的に、血小板製剤の血漿の一部を PAS (Platelet Additive Solution; 血小板添加液) に置き換えた PAS 血小板製剤を新たに導入する。

また、PAS 血小板製剤の導入により、PAS 置換から得られる血漿成分を血漿分画製剤用血漿に使用し、確保量増加に繋げる。

<主な達成目標指標>

○ PAS 血小板製剤の導入準備状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
詳細スケジュールの立案	医薬品製造販売承認申請試験に向けた準備と試験項目の設定	医薬品製造販売承認申請試験の実施	医薬品製造販売承認申請

(3) 国民の Blood Health への貢献—鉄欠乏状態の早期発見— [No.31]

鉄欠乏やそれに伴う貧血は、妊産婦及び成長期にある若年者の健康や、就労者の労働生産性の低下、手術患者の術後の転帰にも悪影響を及ぼすことが知られているが、わが国の現状では、国民が自らの鉄欠乏状態や貧血を認識する機会がない。

まずは、健康に悪影響を与える鉄欠乏状態を把握するため、献血に来ていただいた方の血清フェリチン値を測定し、栄養指導や受診勧奨に繋げる。

<主な達成目標指標>

○ フェリチン測定の導入状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
—	・実施手順確定 ・システム改修	・測定開始 ・結果の通知等と必要に応じた受診勧奨	・結果の通知等と必要に応じた受診勧奨

(4) 血液事業の安全管理体制の強化[No.32]

献血血液は国民が共有する有限な資源である。日本赤十字社は国内唯一の採血事業者及び輸血用血液製剤の製造販売事業者として、献血者の思いに応えるとともに、安全な血液製剤を安定供給する責務がある。

血液事業に従事する職員の意識改革、業務手順遵守、安全管理体制の整備など、血液事業安全の意識醸成を徹底する。

<主な達成目標>

○ 血液事業安全に対する意識醸成への取り組み状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意識改革 ・ 再発防止策の策定 ・ ガバナンスの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血液事業安全に対する職員の意識改革 ・ 安全管理部門の設置及び血液安全委員会の再構築 ・ 業務手順の定期的な点検と改善 ・ 安全管理に関わるIT機器の活用、DX化（血液の納品及び梱包作業における手順逸脱防止） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血液事業安全に対する職員の意識改革 ・ 業務手順の定期的な点検と改善 ・ 安全管理に関わるIT機器の活用、DX化（血液の納品及び梱包作業における手順逸脱防止） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血液事業安全に対する職員の意識改革 ・ 業務手順の定期的な点検と改善 ・ 安全管理に関わるIT機器の活用、DX化（血液事業情報システムの改修による過誤防止及び製造管理記録のDI対応）

4 コーポレート部門

長期ビジョン及び第三次中期事業計画の達成に向けて、各事業を支えるコーポレート機能を充実させるため必要広報の強化、リスク管理体制の強化やガバナンスにおけるジェンダーバランスの推進、人材確保に資する人事施策の展開、ICTの推進等の組織基盤の強化を図る。

令和8年度からの3ヵ年の主な取り組みは以下のとおり。

**(1) 「人道支援活動の“要”」としてのブランディング広報の強化と事業広報・ファン
ドレイジングとの連携推進 [No.33]**

一般の方々の日本赤十字社に対する支援の流れを「認知」→「理解」→「検討」→「行動」→「継続」という5つの段階で捉え、それぞれの段階に最適かつ効果的なコミュニケーション施策（マス×デジタル×リアルの統合コミュニケーション）を展開する。これにより特に日本赤十字社の支援者及び支援を行ってくださる可能性のある方々からの認知度や好意度を高め、人道支援団体としての国民理解をより一層深めるとともに、ブランディング広報と事業広報・ファンドレイジングの連携を推進し、一般の方々から寄付先として信頼され、選ばれる団体を目指していく。

<主な達成目標指標>

- 国内外で人道支援活動を行う団体における日本赤十字社の純粋想起[※]率

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
36.6%	36.8%	37.0%	37.2%

※ 銘柄や広告の認知度調査を行う際に、選択肢等を提示せず、カテゴリーなど限定的な情報から特定のブランドを思い出すこと。

- 日本赤十字社への寄付意向率

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
33.6%	34.1%	34.6%	35.1%

(2) 全社的なリスク管理能力の向上 [No.34]

日本赤十字社に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべてのリスクに対して低減策を講じることで、顕在化したときの影響を最小限に抑え、日本赤十字社への信頼の維持を図る。

< 主な達成目標指標 >

○ 全社リスク管理体制の運用状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
本社内リスク管理の運用、支部・施設へのリスク管理体制の拡大準備	リスク管理規程施行と研修実施	全社的に取り組む次年度低減策の決定と研修実施	全社的に取り組む次年度低減策の決定と研修実施

(3) 人材価値の最大化に向けたトータルリワードの取り組み [No.35]

人道支援活動の最前線で働く職員がその力を最大限に発揮することが事業活動の価値に直結するという理念のもと、「人材価値」を「能力×意欲×機会」と捉え、効果的な能力開発、動機付け及び活躍機会の創出を念頭に、人材への総合的な投資「トータルリワード」の視点で「人材価値の最大化」を目指し、ひいては人口減少時代における持続的な人材確保に資する人事施策[※]に取り組む。

< 主な達成目標指標 >

○ 成長支援・人材育成の仕組みの構築状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
仕組み・制度の設計	制度構築 ／規則改正	制度運用開始	運用定着に向けたフォローアップ

○ 健康経営の推進状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
企業トップによる法人としての健康企業宣言	健康優良企業（銀の認定）の認定に必要な項目^{※1}の基準をクリア	健康優良企業（銀の認定）の認定取得	健康経営優良法人認定制度（経済産業省）の認定に必要な項目 ^{※2} の基準をクリア

※1…健康づくりの実施体制構築、健康診断結果の利活用、食生活改善・運動機会の増進に向けた取り組み等

※2…※1と併せて、健康課題に基づいた目標設定、健康経営への産業保健スタッフの関与、ワークライフバランスの実現に向けた取り組み等

○ 人事関連業務の ICT 化の推進状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
仕組み・制度の設計	システム構築 ／規則改正	システム運用開始	運用定着に向けた フォローアップ

※ 第一に、主に「能力開発」に関わる取り組みとして、赤十字活動を牽引する役割を担うリーダー層の養成や、赤十字の思想と事業間の相互理解等に重点を置いた教育研修を実施する等の成長支援・人材育成の強化を図る。

第二に、主に「意欲（動機付けやエンゲージメント）」に関わる取り組みとして、労働時間の適正化等をはじめとした職員の健康を増進する健康経営を推進する。また、年齢、性別、疾病や障害の有無にかかわらず多様な人材が活躍できるよう、多様な働き方の実現をはじめとした職場環境の改善に取り組む。

第三に、「機会創出」に関わる取り組みとして、人事関連業務の ICT 化を推進し、各支部・施設の総務人事部門の負担軽減や一般職員の利便性・効率性向上等の合理化を図ることにより、現場職員の人材価値を向上させる。具体的には、「職員の人事関連情報の変更諸手続き」をはじめとした発生源入力や人材データの効果的な管理・活用を推進する。

(4) 先進技術を活用した DX の推進 [No.36]

日本赤十字社の DX 実現のため、IoT (Internet of Things : 「モノのインターネット」とも呼ばれ、建物や車等、パソコンに限らず「モノ」をインターネットに接続し、モノの制御、情報収集、情報分析を行うこと)、AI (Artificial Intelligence : 人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと)、RPA (Robotic Process Automation : これまで行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化する技術のこと) 等の先進技術を積極的に取り入れる。

ICT 化・デジタル化を業務改革の手段として活用すると共に、日本赤十字社全体の経営効率化を図る。

<主な達成目標指標>

- 日本赤十字社の DX 実現のため、生成 AI の先進技術の活用状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
閉域網に日本赤十字社専用生成 AI 環境を構築した／日本赤十字社生成 AI ガイドライン暫定版施行	日本赤十字社専用生成 AI の活用範囲拡大のための学習対象とする社内通知文書等の基準の決定	支部・施設の要望を追加情報として日本赤十字社専用生成 AI に学習させる場合の運用手順の制定	AI 活用状況に即した形で日本赤十字社生成 AI ガイドラインの改版

(5) 高度な分析に資するデータ基盤の構築 [No.37]

情報システム間のデータ連携を図り、高度なデータ分析・統計を可能とする。

データの二次利用を可能とする情報システムの利用及びデータ入力・更新を行い、事業発展の検討に資する。

<主な達成目標指標>

- 情報システム間のデータ連携による高度なデータ分析・統計の基盤構築状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
—	情報システム間のデータ連携に向けた統合基盤の仕様確定	情報システムのデータ統合基盤構築に着手	データ統合基盤の構築を継続し、各施設のデータを蓄積するとともにデータの組み合わせによる二次活用を可能とする

(6) ICT 利活用推進のためのリテラシー向上及び人材育成強化 [No.38]

ICT 利活用推進のため、全ての職員の ICT リテラシー(パソコン等を使いこなせる、正確な情報を探し出すことができる、情報セキュリティの知識が備わっている等 ICT にひも付く要素を適切に理解し、利用する能力のこと)向上に取り組む。

ICT 部門で求められる人材の要件を定義し、ICT 人材の育成強化を図る。

ICT 推進の実効性・効率性を高めるため、日本赤十字社内外の幅広い見識を活用できる仕組みを構築するとともに、本社内に必要な ICT の専門人材を配置して ICT 推進体制の強化を図る。

< 主な達成目標指標 >

○ 職員の ICT リテラシー研修受講状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ICT 推進文化醸成のための勉強会(任意参加)を実施	全社統合情報システム利用者対象を対象とした生成 AI をはじめとする ICT 技術面のリテラシー研修実施 (研修受講者数) システム担当者を通じて取りまとめる支部・施設ごとの希望者	全社統合情報システム利用者のうち、新規採用職員+過年度未受講者対象の研修実施 (研修受講者数) 令和 8 年度研修受講者数の 110%以上	全社統合情報システム利用者のうち、新規採用職員+過年度未受講者対象の研修実施 (研修受講者数) 令和 9 年度研修受講者数の 110%以上

(7) 日本赤十字社における監査機能の強化 [No.39]

日本赤十字社の監査体制(三様監査体制)の下、本社(所管部)と支部・施設間における内部統制機能の強化・高度化を図ることを目的に、監査が単なるチェック機能にとどまらず、組織のリスク感度や改善力を高める戦略的な手段となるよう監査機能の更なる強化を目指す。

特に、自己点検制度の導入により、内部監査における準拠性監査と各所管部による自己点検についての役割、機能、分担を明確にし、新たな監査確認項目による効果的な準拠性監査の確立、及び自己点検制度の導入により、組織全体の透明性と説明責任を高め、社会的信頼の向上に向けた一層の内部統制機能の強化を図る。

また、監査結果を単なる指摘事項として扱うのではなく、継続的な改善活動の起点とし、本社(所管部)、各支部、施設が主体的に課題解決に取り組む文化の醸成を目指す。

<主な達成目標指標>

○ 準拠性監査の確立と自己点検制度の導入状況

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
準拠性監査と自己点検として行う確認項目の区分が明確化されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会の立ち上げ・開催 ・ 新たな準拠性監査項目の決定 ・ 自己点検項目の決定 <p>40% (進捗率)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな確認項目による準拠性監査の開始 ・ 自己点検制度のプレ導入 <p>70% (進捗率)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己点検制度の本格稼働 <p>100% (進捗率)</p>

第5 サステナブルな事業運営に向けた経営基盤の安定化

日本赤十字社の事業を取り巻く環境は刻々と変化しており、少子高齢社会における人口構造の変化、医療保険制度の見直し（診療報酬改定・薬価改定）などの厳しい社会情勢下においても、継続して日本赤十字社の使命を果たすためには、事業基盤の安定化が必要である。

そのため、第三次中期事業計画においては、第二次中期事業計画から引き続き社資確保等を始めとした経営・運動基盤強化の取り組みに加え、更なる事業基盤の安定化を強く推し進めるため、時代の変化に即した日本赤十字社の財政に関する“あるべき方向性”を描くと共に事業の効率化、省力化を目的とした業務改善計画を策定し、その実現手法としての ICT 化を強力に推進する。

令和8年度からの3ヵ年の主な取り組みは以下のとおり。

1. 経営基盤の強化

(1) 新規会員の加入促進並びに会員・寄付者とのつながりの強化 [No.40]

人口動態などの社会構造の変化に対応し、将来にわたり日本赤十字社がその使命を果たし続けるためには、強固な運動基盤の確立が求められている。

サステナブルな事業運営の実現に向け、個人・法人会員、寄付者からの共感・賛同の拡大を図ることとし、新規会員の加入促進及び既存会員・寄付者の定着・継続の促進にかかる取り組みを実行していく中で、特に法人社資の強化に努め、企業の社会貢献志向に的確に応えるなど法人会員との関係性の構築・向上を目指した戦略的、かつ効率的なアプローチを促進する。

第二章の創立 150 周年以降を見据えた計画と連携し最大限の相乗効果を引き出すために、会員・寄付者とのつながりを強化する実効性のある方策について幅広く検討を進め、実行に移すこととする。

< 主な達成目標指標 >

○ 当該年度の会員増加数

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
対前年度増加数(令和 5、6 年度平均) 1,799 会員	会員増加数の維持	会員増加数の維持	会員増加数の維持

※ 目標数は、令和 7 年度実績を含めて設定（固定）し、維持していく。

○ 当該年度の法人社資の増加額

(策定時点)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
地区分区扱い社資の対前年度減少額 (令和 5、6 年度平均) △107,321 千円	法人社資の増加	法人社資の増加	法人社資の増加

※目標値は地区分区扱い社資減少額相当の確保を目指すこととし、令和 7 年度実績を含めて設定（固定）する。

(2) グループ経営を推進することによる赤十字病院の経営基盤の強化 [No.41]

安心・安全な医療を提供し続けるための経営の安定化は、医療事業における最重要課題である。また、人口構造の変化、社会経済状況の変化、診療報酬改定への対応などの課題を抱え、今後さらに厳しい経営環境となることが見込まれている。

そのため、グループ内における経営指標のモニタリング、グループ支援病院等への経営指導・支援、材料費等の共同購入など、第二次中期事業計画において取り組んできた経営改善に向けた取り組みを更に推進していく。

< 主な達成目標指標 >

○ 赤十字病院グループの自己資本比率

(策定時点*)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
40.6%	30.0%	30.0%	30.0%

*直近の実績である令和 6 年度実績値であること。

(3) 血漿分画製剤用血漿確保の効率化 [No.42]

免疫グロブリン製剤の需要は、今後も増加が見込まれており、血漿分画製剤用血漿を効率的に確保することが重要な課題である。

そのため、すでに海外で使用実績のある血漿分画製剤用血漿の採血に特化した成分採血装置を使用すると共に、血漿成分採血施設の役割分担を進めることで、資材調達コストや血液搬送コストの低減を図る。

<主な達成目標指標>

○ 血漿分画製剤用血漿確保の効率化に向けた進捗状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
新たな成分採血装置の決定	新たな成分採血装置による採血開始（順次導入）	新たな成分採血装置のみを使用する採血固定施設の運用開始	海外で使用されている新たな採血キットの評価

(4) 日本赤十字社の経営基盤の安定化に向けたバックアップ体制の構築 [No.43]

経営基盤の安定化に向けては、コーポレート部門として、各事業の更なる発展・継続的な運営に向けた基盤を強化するバックアップが使命であり、安定的な人材の育成・確保・配置、法改正に伴う各種対応（会計システム等の変更）、情報漏洩やシステム障害などの事業継続や社会的信頼の喪失に直結する重大なインシデントに対応するための情報セキュリティ対策にかかる体制の強化など、社外・社内の様々な経営基盤を揺るがす要因に対する体制を構築していく。

<主な達成目標指標>

○ 職員の意欲（エンゲージメント）

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
調査実施	総合エンゲージメント指標が前年度を上回る	総合エンゲージメント指標が前年度を上回る	総合エンゲージメント指標が前年度を上回る

※ 職員の意識調査（エンゲージメントサーベイ）により測定すること。

○ 公益法人会計基準の変更に伴う会計規則及び会計システム等の変更対応状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> ・規則等の改正点の洗い出し・修正案の決定 ・要件定義の整理及びベンダー等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計規則等の改正作業着手 ・新公益法人会計基準対応システムの開発着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計規則等の改正作業完了 ・新公益法人会計基準対応システムの開発完了/評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正会計規則等の施行 ・新公益法人会計基準対応システムの運用開始

○ 災害義援金の表示変更に伴う会計規則及び会計システム等の変更対応状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> ・規則等の改正点の洗い出し・修正案の決定 ・要件定義の整理及びベンダー等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計規則等の改正作業着手 ・会計システムへの実装着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計規則等の改正作業完了 ・会計システムへの実装完了/評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正会計規則等の施行 ・会計システムでの運用開始

○ 本社保有資金の積立目標の策定と適用並びに運用対応状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> ・方向性、論点整理の検討完了 ・積立目標(案)の設定、運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等資金の積立目標の再検証 ・施設整備資金の論点整理、積立目標(案)の策定、運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等資金、施設整備資金の積立目標の再検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等資金、施設整備資金の積立目標の再検証

○ 情報セキュリティ体制強化状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
情報セキュリティポリシーの見直し	情報セキュリティ体制強化案（最高情報セキュリティ責任者やセキュリティ事故対応チームの設置等）の策定及び政府等の基準に準じた新たな情報セキュリティポリシー案の策定	新たな情報セキュリティ体制及び情報セキュリティポリシーの一部施行（情報を公開する範囲や情報の重要度による分類の明示に関する事項）	最高情報セキュリティ責任者、セキュリティ事故対応チームの設置及び新たなポリシーの全面施行と関連規程の整備

2. 時代の変化に即した業務改善計画の推進

災害の激化や国際情勢の変化がもたらす人道問題に対して日本赤十字社が果たすべき役割は高まってきている。

これらの期待に応えるためには、人口減少が見込まれる将来において、活動を支える人材の確保は急務であり、効率的な業務の実施が必須となる。

また、少子高齢化が進む中、赤十字運動にさらなる共感を得、活動をサステナブルなものとする 것도重要である。

これらの課題に取り組むため、現状の業務の実施方法を改めて検証・明確化し、その具体的改善策の一つとして ICT 技術を積極的に取り入れ、各種業務の効率化に資するとともに、赤十字運動に参加しやすい環境の整備を図る。

(1) 業務改善計画の推進 [No.44]

業務効率の向上と高度化を推進するため、事業ごと及び事業横断的な業務改善計画を策定する。

計画の策定により明らかになった課題の解決方法として、新たな会議体を設置しDX推進構想及び実施計画を策定する。

<主な達成目標指標>

○ 業務改革の取り組み状況

(策定時点)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現状調査	課題の抽出と整理及び業務改革の方針決定	DX推進構想の策定及び実施計画(実行計画)の策定	DX推進構想及び実施計画の実施(段階的)